

第5章 計画の推進に向けて



計画を着実かつ効果的に推進していくため、全庁的な推進体制を整備するとともに、関係機関との連携・協働による総合的な推進体制の整備に取り組みます。

1 県の推進体制

(1) 全庁的な推進体制の強化

知事部局、教育委員会、警察本部により構成する「青森県青少年行政連絡会議」において、全庁的に計画を推進するとともに、各部局連携のもとで子ども・若者関連施策を総合的に推進していきます。

(2) 審議会等による有識者及び県民の意見等の反映

有識者等で構成される「青森県青少年健全育成審議会」をはじめ、県民等の提言・意見を反映させながら、計画に掲げる各種施策を推進していきます。

(3) 子ども・若者の意識や行動に関する調査の実施

子ども・若者の意識や行動に関する調査を引き続き実施し、その結果を効果的な施策の推進に反映させていきます。

2 関係機関等との連携・協働

(1) 子ども・若者育成支援のためのネットワークの充実強化

子ども・若者の育成支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野の関係機関・民間支援団体等によるネットワークの充実強化を図り、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

(2) 国、他都道府県との連携の充実

「子ども・若者育成支援推進法」では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。また、社会環境浄化や有害情報から青少年を守る取組については、県域を越えて対応しなければならないという課題も存在します。

このため、これまで以上に国や他都道府県との緊密な連携を図りながら、子ども・若者育成支援に係る各種施策を推進していきます。

また、国の制度や施策が必要となる課題については、必要な措置を国に対して提案していくとともに、国の関係機関とも連携・協力し、本計画を着実に推進していきます。

(3) 市町村との連携推進による支援体制の充実

子ども・若者にとっての生活基盤は身近な市町村にあることから、市町村における子ども・若者の育成支援が円滑に実施されるよう、必要な情報提供や連絡調整を行うなど、市町村との緊密な連携を図りながら支援を推進していきます。

(4) 民間団体等との連携・協働

子ども・若者の育成支援に関する様々な課題に適切に対応していくためには、N P O 法人・ボランティア団体、青少年健全育成・子育て支援団体、企業、大学など、様々な主体と行政が目標を共有し、その目標に向かって、ともに力を合わせて活動することが重要です。

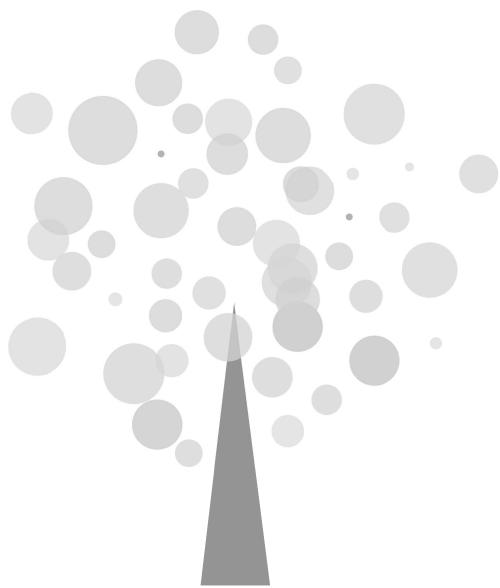
このため、子ども・若者の育成支援に関わる様々な分野において、民間団体等との連携・協働した取組を推進するとともに、これらの関係機関とのネットワークづくりを推進していきます。

また、「青少年育成県民運動」や「命を大切にする心を育む県民運動」をともに進めることなどを通じて、県民の「地域の子ども・若者は、地域で守り育てる」という意識を醸成するとともに、「あいさつ・声かけ活動」をはじめとした地域活動などの更なる推進・拡大を目指します。

3 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「青森県青少年行政連絡会議」において、各種施策の進行管理を行います。

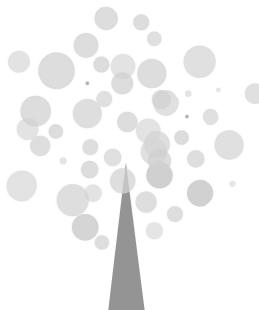
また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「青森県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。



參考資料

「第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画」の策定経過

年 月 日	事 項 等
令和4年6月1日	第1回青森県青少年健全育成審議会（次期計画骨子案の説明）
令和4年7月7日	青森県青少年行政連絡会議委員及び関係課（次期計画骨子案の意見照会） 青森県子ども・若者支援地域協議会【書面開催】（次期計画骨子案の意見照会）
令和4年10月4日	青森県青少年行政連絡会議委員及び関係課（計画素案の意見照会） 青森県子ども・若者支援地域協議会構成機関（計画素案の意見照会）
令和4年10月7日	市町村（計画素案の意見照会）
令和4年10月18日	知事レク（計画素案について）
令和4年10月24日	第2回青森県青少年健全育成審議会（計画素案の説明）
令和4年12月27日	青森県青少年健全育成審議会委員（計画原案の意見照会） 青森県青少年行政連絡会議委員及び関係課（計画原案の意見照会） 青森県子ども・若者支援地域協議会構成機関（計画原案の意見照会） 市町村（計画原案の意見照会）
令和4年12月28日	パブリックコメントを実施（～令和5年1月26日）
令和5年2月3日	青森県青少年健全育成審議会委員（計画案の意見照会）
令和5年2月13日	第3回青森県青少年健全育成審議会（計画案の諮問・答申）
令和5年2月20日	次期計画の策定



子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
- 第四章 削除
- 第五章 罰則（第三十四条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようとするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
 - 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
 - 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
 - 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各自の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
 - 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社

会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）

を定めなければならない。

- 2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
 - 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
 - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
 - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
 - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

- 第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関

し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

- 第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

- 第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財團法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。

- 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

- 第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。
- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
 - 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
 - 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

- 第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

- 第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行ふものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

- 第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。
- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

- 第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われるこことを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。
- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

- 第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
 - 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで 削除

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十七年九月十一日法律第六十六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月十七日法律第六十八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二十二日法律第七十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、

この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

子供・若者育成支援推進大綱 概要

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法（H22年施行）に基づき、総理大臣を本部長として全閣僚で構成する「子ども・若者育成支援推進本部」にて策定。H22.27年度に続く第3次の大綱

1. 子供・若者を取り巻く状況

法施行後10年が経過。教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子供・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増している。（別添参照）

【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

生命・安全の危機 P2 孤独・孤立の顕在化 P2 低いWell-being P2 格差拡大への懸念 P3

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり P3

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開 P3

成年年齢の引下げ P3 人権・権利の保障 P4 ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成 P4

【2】子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭 P4-P6

虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も

学校 P6-P8

特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大

地域 P8-P9

近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも

情報通信環境（ネット空間） P9

教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の弊害も深刻化

就業（働く場） P10-P11

近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用者の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者（ニート）の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

①全ての子供・若者の健やかな育成 P12

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ（Well-being）に生き抜く基盤を形成できるよう、育成

自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等 P12-13,P20-26

②困難を有する子供・若者やその家族の支援 P13

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していくよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等 P13-14,P27-36

③創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 P14

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援

STEAM（Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics）教育、起業家教育、"出る杭"の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等 P14-15,P37-40

④子供・若者の成長のための社会環境の整備 P15

家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等 P15-16,P41-44

⑤子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援 P16

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用（Child-Youth Tech）等 P16-17,P45-46

※子供・若者を取り巻く状況の変化を的確に捉え、新たな課題（アシエンダ）の設定、調査・検討。新規施策の実施等を適時・適切に行う

3. 施策の推進体制

P17-19

▶子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、**多様なデータ（子供・若者の意識・状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等）からなる参考指標（子供・若者インデックス）を新たに設定**。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実するとともに、**社会全体での支援推進に活用**。

*子供・若者インデックスとして想定している指標の例（子供・若者の意識関連）

自己肯定感・自己有用感

自分は役に立たないと強く感じる 49.9%
今の自分が好きだ 46.5% (44.8%)

チャレンジ精神

うまくいくかわからぬことにも意欲的に取り組む 51.9%

充実感

今の生活が充実している 68.9% (69.5%)

希望

自分の将来について明るい希望を持っている 59.3%

社会貢献

社会のために役立つことをしたい 70.8%

家族・親族

学校

・居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など。以下同）になっている	
家庭（実家や親族の家を含む）	75.6% (79.9%)
自分の部屋	85.3% (89.0%)
・何でも悩みを相談できる人がいる	58.8% (59.8%)
・困ったときは助けてくれる	77.4% (78.4%)
・親（保護者）から愛されている	73.7%

・居場所になっている	
※卒業した学校を含む	48.1% (49.2%)
・何でも悩みを相談できる人がいる	57.7% (57.7%)
・困ったときは助けてくれる	65.6% (65.0%)

職場

地域

インターネット空間

・居場所になっている	35.1% (39.2%)
※過去の職場を含む	
・何でも悩みを相談できる人がいる	33.6% (31.1%)
・困ったときは助けてくれる	51.6% (50.6%)

・居場所になっている	53.3% (58.5%)
※現在住んでいる場所やそこにある施設等	
・何でも悩みを相談できる人がいる	18.5% (18.2%)

・居場所になっている	56.6% (62.1%)
・何でも悩みを相談できる人がいる	23.7% (21.3%)
・困ったときは助けてくれる	23.3% (21.8%)

※上記の数値は、そう思う、どちらかといえばそう思うの合計値であり、13歳～29歳の全体値。
令和元年度内閣府「子供・若者の意識に関する調査」のデータ（括弧内は平成28年度のデータ）

▶大綱の期間はおおむね5年（令和3～7年度）としつつ、社会情勢、政策動向等に応じ適時改定。
3年目に中間評価を新たに実施。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断。

別添 参考データ

【自殺】児童生徒の自殺者数

2016年	320人
2020年	499人

〔警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成〕

【児童虐待】児童相談所における児童虐待相談対応件数

2015年度	約10.3万件
2019年度	約19.4万件

〔厚生労働省「福祉行政報告例」〕

【いじめ】いじめの認知件数

2015年度	約23万件
2019年度	約61万件

〔文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」〕

【不登校】小・中学校における不登校児童生徒数

2015年度	約12.6万人
2019年度	約18.1万人

〔文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」〕

【貧困】18歳未満の子供の相対的貧困率

2012年	16.3%
2018年	13.5%

〔厚生労働省「国民生活基礎調査」〕

【若年無業者】15～39歳人口に占める無業者の割合

2016年	2.3%
2020年	2.7%

〔総務省「労働力調査」〕

【SNS被害】SNSに起因する事犯の被害児童数

2016年	1,736人
2020年	1,819人

〔警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」〕

【近所づきあい】現在の地域での付き合いの程度

2017年	67.0%
2020年	65.4%

※「付き合っている」と回答した割合

〔内閣府「社会意識に関する世論調査」〕

青森県青少年健全育成条例

(昭和五十四年十二月二十四日青森県条例第三十四号)

青森県青少年健全育成条例をここに公布する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 施策(第六条—第十条)
- 第三章 社会環境の浄化(第十一条—第二十一条の二)
- 第四章 行為の規制等(第二十二条—第二十四条)
- 第五章 推奨等(第二十五条—第二十七条)
- 第六章 雜則(第二十八条—第二十九条)
- 第七章 罰則(第三十条—第三十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の責務を明らかにし、青少年の健全な育成に関する施策の大綱を定めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の健全な育成を阻害する行為の規制等について必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(平一一条例五九・一部改正)

(適用上の注意)

第二条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用すべきであつて、いやしくも、これを濫用し、自由と権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

(県の責務)

第三条 県は、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第四条 削除

(平一一条例五九)

(県民の責務)

第五条 県民は、青少年の健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。

2 保護者(親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、あたたかい環境の中で青少年を監護教育するように努めなければならない。

3 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全な家庭づくりを進めることによつて、青少年を健全に育成するように努

めなければならない。

- 4 学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、その職務又は活動を通じて、互いに協力し、青少年を健全に育成するよう努めなければならない。
- 5 近隣住民は、互いに協力し、青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

第二章 施策

(施策の基本)

第六条 青少年の健全な育成を図るための県の施策の策定及びその実施は、県民の自主的な活動を援助し、促進することを基本として、積極的かつ効果的になされなければならない。

(重点施策)

- 第七条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項を内容とする施策を重点的に推進するものとする。
 - 一 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
 - 二 青少年の健全な育成に関する活動の指導者の養成
 - 三 青少年の健全な育成を図るための施設の整備及びその利用の促進
 - 四 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動及び青少年非行防止活動の促進
 - 五 健全な家庭づくりの促進

(推進体制の整備)

第八条 知事は、青少年の健全な育成を図るための施策の推進体制の整備に努めなければならない。

(援助)

第九条 県は、青少年の健全な育成を図るため必要があるときは、市町村、青少年を健全に育成することを目的とする団体、青少年を取り巻く社会環境の浄化のため営業に関して自主規制に努める者の団体等に対し、助成その他の援助の措置を講ずるものとする。

(調査等)

第十条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない。

第三章 社会環境の浄化

(定義)

- 第十一条 この章以下(第五章を除く。)において「青少年」とは、十八歳未満の者(婚姻した者を除く。)をいう。
- 2 この章並びに第二十八条の二第一項及び第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 図書類 書籍その他の出版物、文書、絵画、写真、映写用フィルム及び映像又は音声が記録されているテープ、音盤、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するもの
 - 二 特定がん具類 性に関するがん具及びこれに類する物品(図書類を除く。)
 - 三 危険器具 刃物その他の人に危害を加える器具として使用することができる物
 - 四 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物
 - 五 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に提出され、又は表示されたもの、公衆に頒布されるちらし並びにこれらに類するもの
 - 六 利用カード類 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業(以下「店舗型電話異性紹介営業」という。)又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業(以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。)に関して提供される役務に応ずる対価を得る目的で発行される文書その他の物品
 - 3 この章において「青少年立入禁止場所」とは、法第二条第一項に規定する風俗営業(以下「風俗営業」という。)、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業(以下「店舗型性風俗特殊営業」という。)及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(同条第一項第五号の営業に係る営業所を除く。)並びに法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所をいう。

(平四条例一九・平八条例三九・平一〇条例六〇・平一四条例四八・平一八条例八五・平二〇条例五九・平二八条例二五・一部改正)

(指定)

- 第十二条 知事は、図書類、興行及び広告物でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを指定することができる。
- 一 著しく青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 2 知事は、特定がん具類でその形状、構造又は機能が前項第一号に該当するもの及び危険器具でその形状、構造又は

機能が同項第二号に該当するものを指定することができる。

- 3 前二項の指定は、告示で行わなければならない。
- 4 知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、青森県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 5 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 前三項の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しについて準用する。
- 7 何人も、知事に対し、図書類、興行、広告物、特定がん具類又は危険器具について、第一項又は第二項の規定による指定又はその取消しをするよう申し出ることができる。

(平四条例一九・平八条例三九・平二〇条例五九・一部改正)

(図書類)

- 第十三条 次に掲げる図書類は、前条第一項の規定により指定された図書類とみなす。
- 一 書籍その他の出版物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑猥な姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)が総ページの三分の一以上を占めるもの
 - 二 映像又は音声が記録されているテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するものであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑猥な姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した画面で規則で定めるものが総画面の三分の一以上を占め、又はその描写の時間が合わせて三分を超えるもの
 - 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第一項の規定により指定された図書類又は前項の規定により指定された図書類とみなされる図書類(以下「指定図書類等」という。)を青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させてはならない。
 - 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。
 - 一 青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等を陳列するときは、他の図書類と区分して屋内の容易に見通すことができる一定の場所に置くとともに、客の見やすい場所に青少年の購入又は借受けを禁止する旨の掲示をす

るよう努めなければならない。

- 5 待合室、集会所その他の施設を管理する者は、当該施設において指定図書類等以外の図書類でその内容が第三項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

(平四条例一九・平八条例三九・一部改正)

(特定がん具類)

第十三条の二 次に掲げる特定がん具類は、第十二条第二項の規定により指定された特定がん具類とみなす。

- 一 下着の形状をしたがん具
- 二 使用済みの下着（使用済みと誤認されるものを含む。）
- 三 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 2 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、第十二条第二項の規定により指定された特定がん具類又は前項の規定により指定された特定がん具類とみなされる特定がん具類（以下「指定特定がん具類等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させなければならない。
- 3 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造又は機能が前条第三項第一号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。
- 4 主として特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、客の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(平八条例三九・追加)

(自動販売機等への指定と書類等の収納禁止等)

- 第十三条の三 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等又は指定特定がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。
- 2 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定がん具類について第十二条第一項又は第二項の規定による指定があつたときは、当該指定のあつた図書類又は特定がん具類を直ちに撤去しなければならない。
- 3 知事は、指定図書類等又は指定特定がん具類等が自動販売機等に収納されているときは、当該自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者に対し、当該指定図書類等又は指定特定がん具類等の撤去を命ずることができる。
- 4 前三項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が指定図書類等又は指定特定がん具類等を入手できないように管理されている自動販売機等については、適用しない。

- 5 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が第十三条第三項各号のいずれかに該当するもの又は指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造若しくは機能が同項第一号に該当するものを自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

(平八条例三九・追加)

(自動販売機等による図書類等の販売等の届出)

- 第十三条の四 図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものは、自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 自動販売機等を管理する者の氏名及び住所
 - 三 自動販売機等の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 四 自動販売機等の型式及び製造番号
 - 五 販売又は貸付けを開始する年月日
 - 六 その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項に変更があつたときは、その日から二十日以内に、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売又は貸付けを廃止したときは、その日から十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による届出をした者は、第一項第一号から第三号までに掲げる事項を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。

(平八条例三九・追加)

(危険器具)

- 第十三条の五 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、第十二条第二項の規定により指定された危険器具（以下「指定危険器具」という。）を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。
- 2 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、指定危険器具以外の危険器具でその形状、構造又は機能が第十三条第三項第二号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。

(平二〇条例五九・追加)

(興行)

- 第十四条 興行を行う者は、第十二条第一項の規定により指定された興行（以下「指定興行」という。）を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。
- 2 興行を行う者は、指定興行以外の興行でその内容が第十三条第三項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。
- （平四条例一九・平八条例三九・一部改正）

(広告物)

- 第十五条 広告主又は広告物の管理者は、第十二条第一項の規定により指定された広告物（以下「指定広告物」という。）を、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布してはならない。
- 2 知事は、前項の規定に違反して指定広告物を掲出し、又は表示している広告主又は広告物の管理者に対し、当該指定広告物の撤去その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 広告主又は広告物の管理者は、指定広告物以外の広告物でその内容が第十三条第三項各号のいずれかに該当するものを、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布しないように努めなければならない。
- （平四条例一九・平八条例三九・一部改正）

(利用カード類の販売等の禁止)

- 第十五条の二 何人も、青少年に対し、利用カード類を販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によって入手させてはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に関して提供される役務を利用するためには必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。
- （平八条例三九・追加、平一四条例四八・旧第十五条の四繰上・一部改正）

(自動販売機への利用カード類の収納禁止)

- 第十五条の三 利用カード類の販売を業とする者は、利用カード類を自動販売機に収納してはならない。
- 2 前項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が利用カード類を入手できないように管理されている自動販売機については、適用しない。
- （平八条例三九・追加、平一四条例四八・旧第十五条の五繰上）

(自動販売機による利用カード類の販売の届出)

- 第十五条の四 利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものは、自動販売機ごとに、販売を開始する日の十日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 自動販売機を管理する者の氏名及び住所
 - 三 自動販売機の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 四 自動販売機の型式及び製造番号
 - 五 販売を開始する年月日
 - 六 その他公安委員会規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち公安委員会規則で定める事項に変更があつたときは、その日から二十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その内容を公安委員会に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売を廃止したときは、その日から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。
- （平八条例三九・追加、平一四条例四八・旧第十五条の六繰上・一部改正）

(店舗型電話異性紹介営業等に係る広告物の掲出等の制限)

- 第十五条の五 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称若しくは所在地若しくは電話番号若しくは無店舗型電話異性紹介営業に係る呼称、事務所の所在地若しくは電話番号又は利用カード類を販売する場所（以下「店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等」という。）に係る広告物（公衆に頒布されるちらし及びこれに類するものを除く。以下この項において同じ。）を掲出し、又は表示してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に掲出され、又は表示される広告物（青少年の目に触れるおそれがないと認められるものに限る。）については、この限りでない。
- 2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等に係る広告物（公衆に頒布されるちらし及びこれに類するものに限る。）を頒布してはならない。
- 3 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等を記載した文書その他の物品を公衆電話機の周囲二メートル以内の場所に置いてはならない。
- 4 警察官は、前三項の規定に違反して広告物又は文書その他の物品を掲出し、表示し、頒布し、又は置いている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。
- （平八条例三九・追加、平一四条例四八・旧第十五条の七繰上・一部改正）

(深夜個室カラオケ営業)

- 第十五条の六 個室カラオケ営業（個室を設け、当該個室において客に専用機器により再生される伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業をいう。以下同じ。）を営む者は、深夜（午後十一時から翌日の日の出の時までをいう。以下同じ。）において、保護者が同伴する場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

(平一八条例八五・追加)

(古物商等)

第十五条の七 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商又は質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合その他正当な理由がある場合を除き、青少年から古物（古物営業法第二条第一項に規定する古物をいう。以下同じ。）を買い受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

(平一八条例八五・追加)

(遊技機営業)

第十六条 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、遊技機の構造及び当該遊技機による遊技の方法からみて、当該遊技機による遊技が青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、青少年に当該遊技機による遊技をさせないように努めなければならない。

2 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、青少年にその営業場所において遊技機による遊技のため金銭の濫費をさせないように努めなければならない。

(昭五九条例四九・一部改正)

(旅館業等)

第十七条 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業をいう。）又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、これらの営業に係る施設が青少年の怠学、怠業又は不純異性交遊の場として利用される等青少年の不健全なたまり場とならないように努めなければならない。

(昭五九条例四九・一部改正)

(異性同伴施設)

第十八条 主として異性を同伴する客に宿泊又は休憩をさせる営業で当該営業に係る施設又は設備が規則で定める要件を満たすものを営む者は、客の見やすい場所に青少年の立ち入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(平八条例三九・一部改正)

(深夜興行等)

第十九条 興行を行う者又は設備を設けて客に遊技若しくはスポーツをさせる営業（個室カラオケ営業を除く。）を営む者は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(昭五九条例四九・平一八条例八五・一部改正)

(適用除外)

第二十条 第十三条第二項若しくは第三項、第十三条の二第二項若しくは第三項、第十四条、第十六条又は第十七条の規定は、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業（以下「特定遊興飲食店営業」という。）又は設備を設けて客に飲食をさせる営業（風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。以下同じ。）を営む者が法第二十二条第一項第五号（法第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十八条第十二項第四号の規定に違反する行為に引き続いてその営業場所において行う青少年に対する指定図書類等の販売等の行為については、適用しない。

2 第十三条第二項若しくは第三項、第十三条の二第二項から第四項まで、第十五条、第十五条の六、第十八条又は前条の規定は、風俗営業、法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が行う法第十六条、第二十二条第一項第五号（法第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第五項若しくは第八項（これらの規定を法第三十一条の三第一項、第三十一条の八第一項、第三十一条の十三第一項及び第三十一条の十八第一項において準用する場合を含む。）、第十項（法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条第四号又は第三十一条の三第三項第二号の規定に違反する行為については、適用しない。

(昭五九条例四九・追加、平四条例一九・旧第十九条の二線下、平八条例三九・平一〇条例六〇・平一四条例四八・平一八条例八五・平二八条例二五・一部改正)

(自主規制)

第二十一条 第十三条第三項から第五項まで、第十三条の二第三項及び第四項、第十三条の三第五項、第十三条の五第二項、第十四条第二項、第十五条第三項並びに第十六条から第十九条までの規定（以下「自主規制に関する規定」という。）に従つて自主規制に努める者は、当該自主規制に当たつて互いに協力するよう努めなければならない。

2 前項に規定する者の団体は、自主規制についての具体策を定め、その内容を構成員に周知徹底させるとともに、知事に報告するよう努めなければならない。

3 知事は、自主規制に関する規定に従つた自主規制に努めていない者及びその団体に対し、自主規制に努めるよう要請することができる。

(平四条例一九・平八条例三九・平二〇条例五九・一部改正)

(インターネットの利用環境の整備)

第二十一条の二 保護者及び学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者は、有害情報（インターネットの利用

によつて得られる情報でその内容が第十三条第三項各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができまする端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、有害情報の受信を制限する機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

3 インターネットを利用することができまする端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第二百三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないようにするため必要な情報を提供するように努めなければならない。

(平一八条例八五・追加)

第四章 行為の規制等

(淫行又はわいせつ行為の禁止)

第二十二条 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。
2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供又は周旋の禁止)

第二十三条 何人も、青少年が次に掲げる行為をすることを知つてこれらの行為が行われる場所を提供し、又は周旋してはならない。
一 淫行又はわいせつ行為
二 大麻の使用
三 催眠、鎮痛又は鎮咳の作用を有する医薬品をみだりに使用すること。
四 飲酒又は喫煙

(深夜外出)

第二十四条 保護者は、深夜において、みだりに青少年を外出させないように努めなければならない。
2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(平一八条例八五・一部改正)

第五章 推奨等

(推奨)

第二十五条 知事は、書籍、映画、演劇、団体の行う活動等でその内容が青少年の健全な育成にとって特に有益である

と認められるものを、審議会の意見を聴いた上、推奨することができる。

(平八条例三九・一部改正)

(表彰)

第二十六条 知事は、次に掲げるものを、審議会の意見を聴いた上、表彰することができる。

- 一 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- 二 青少年又はその団体でその行動又は活動が他の模範になると認められるもの

(推奨等の申出)

第二十七条 何人も、知事に対し、第二十五条の規定による推奨又は前条の規定による表彰を行うよう申し出ることができる。

第六章 雜則

(保護)

第二十八条 何人も、青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがある事実を発見したときは、保護者、関係機関等に通報する等青少年を保護するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(報告及び立入調査)

第二十八条の二 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは営業所若しくは図書類若しくは特定がん具類に係る自動販売機等が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

- 一 図書類、特定がん具類又は危険器具の販売又は貸付けを業とする者
- 二 興行を行う者
- 三 広告主又は広告物の管理者
- 四 個室カラオケ営業を営む者
- 五 第十五条の七に規定する古物商又は質屋

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード類の販売を業とする者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又は警察職員に、利用カード類の販売を業とする者の事務所若しくは営業所若しくは利用カード類に係る自動販売機が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

- 3 前二項の規定により立入調査をする職員又は警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平四条例一九・追加、平八条例三九・平一四条例四

八・平一八条例八五・平二〇条例五九・一部改正)

(施行事項)

第二十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

(平八条例三九・一部改正)

第七章 罰則

第三十条 第二十二条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 第二十二条第二項又は第二十三条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。
 - 一 第十三条第二項、第十三条の二第二項、第十三条の三第一項、第十三条の五第一項、第十五条の二、第十五条の三第一項又は第十五条の六の規定に違反した者
 - 二 第十三条の四第一項又は第十五条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第十五条の五第四項の規定による命令に違反した者
 - 4 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。
 - 一 第十三条の三第三項又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者
 - 二 第十三条の四第二項若しくは第三項又は第十五条の四第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第十三条の四第四項、第十四条第一項、第十五条の七又は第二十四条第二項の規定に違反した者
 - 四 第十五条第一項の規定に違反して指定広告物を青少年に頒布した者
 - 五 第二十八条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくはこれらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (平四条例一九・平八条例三九・平一四条例四八・平一八条例八五・平二〇条例五九・一部改正)

第三十一条 前条第一項及び第二項に規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

(平四条例一九・平八条例三九・平一四条例四八・一部改正)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平八条例三九・平一四条例四八・一部改正)

第三十三条 第三十条又は前条の規定は、第三十条の違反行為があつた時に青少年であつた者については、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。
(青森県附属機関に関する条例の一部改正)
- 2 青森県附属機関に関する条例(昭和三十六年一月青森県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略
(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則 (昭和五九年条例第四九号)

この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則 (平成四年条例第一九号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則 (平成八年条例第三九号)

- 1 この条例は、平成九年一月一日から施行する。ただし、第二十五条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の青森県青少年健全育成条例第十三条第五項の規定によりなされた指定図書類の撤去の命令は、改正後の青森県青少年健全育成条例(以下「改正後の条例」という。)第十三条の三第三項の規定によりなされた指定図書類等の撤去の命令とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第十一條第二項第一号に規定する図書類(以下「図書類」という。)又は同項第二号に規定する特定がん具類(以下「特定がん具類」という。)の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしているものは、改正後の条例第十三条の四第一項に規定する図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものとみなして、同項(同項に係る罰則を含む。)の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の十日前までに」とあるのは「平成九年一月三十一日までに」と、「次に」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号に」とする。

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から十日を経過する日までに図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものに関する改正後の条例第十三条の四第一項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する日の十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第十一条第二項第五号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営んでいる者は、改正後の条例第十五条の二第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項（同項に係る罰則を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の十日前までに」とあるのは「平成九年一月三十一日までに」と、「次に」とあるのは「第一号から第三号まで、第五号及び第六号に」とする。
- 6 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十五条の二第一項の規定による届出をした者で改正後の条例第十五条の三第一項に規定する区域内でテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホンクラブ等営業については、施行日から二年を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。
- 7 施行日から十日を経過する日までにテレホンクラブ等営業を営もうとする者に関する改正後の条例第十五条の二第一項の規定について、同項中「営業を開始する日の十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 8 この条例の施行の際現に改正後の条例第十一条第二項第六号に規定する利用カード類（以下「利用カード類」という。）の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしているものは、改正後の条例第十五条の六第一項に規定する利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものとみなして、同項（同項に係る罰則を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の十日前までに」とあるのは「平成九年一月三十一日までに」と、「次に」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号に」とする。
- 9 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十五条の六第一項の規定による届出に係る自動販売機については、施行日から三月を経過する日までの間は、改正後の条例第十五条の五第一項の規定は、適用しない。
- 10 施行日から十日を経過する日までに利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものに関する改正後の条例第十五条の六第一項の規定の適用については、同項中「販売を開始する日の十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 11 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されている改正後の条例第十五条の七第一項に規定するテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から三月を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。

附 則（平成一〇年条例第六〇号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第四八号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一一年一月一日）

附 則（平成一一年条例第五九号）抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第四八号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第八五号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十一条第三項の改正規定及び第二十条の改正規定（「第十五条」の下に「、第十五条の六」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第五九号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第二五号）

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

青森県青少年行政連絡会議規程

(昭和五十六年二月十日青森県訓令甲第一号 序中一般)

青森県青少年行政連絡会議規程を次のように定める。

(設置)

第一条 青少年の健全な育成を図るための施策（以下「施策」という。）を策定し、及び施策の総合的な推進を図るために、青森県青少年行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 施策及びその推進計画の策定に関すること。
- 二 施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- 三 その他施策に関する必要な事項についての協議に関すること。

(組織)

第三条 連絡会議は、議長及び委員をもつて組織する。

- 2 議長は、環境生活部長をもつて充てる。
- 3 委員は、別表第一に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 4 別表第二に掲げる職にある者は、連絡会議に出席できるものとする。

（昭五六訓令甲九・平九訓令甲三・一部改正）

(議長)

第四条 議長は、連絡会議を総理する。

- 2 議長に事故があるとき又は議長が不在のときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第五条 委員は、連絡会議の所掌事務について審議する。

- 2 委員に事故があるとき又は委員が不在のときは、あらかじめ委員の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第六条 連絡会議は、議長が必要に応じて隨時招集する。

(関係者の出席)

第七条 議長は、必要に応じて委員以外の者を連絡会議に出席させることができる。

(庶務)

第八条 連絡会議の庶務は、環境生活部青少年・男女共同参画課において処理する。

（昭五六訓令甲九・平五訓令甲一二・平八訓令甲六・平九訓令甲三・平一四訓令甲一二・一部改正）

(委任)

第九条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する必要な事項は、議長が定めるものとする。

別表第一（第三条関係）

環境生活部次長（青少年・男女共同参画課担当の次長）、総務学事課長、広報広聴課長、県民生活文化課長、青少年・男女共同参画課長、自然保護課長、健康福祉政策課長、がん・生活習慣病対策課長、医療薬務課長、高齢福祉保険課長、こどもみらい課長、障害福祉課長、商工政策課長、地域産業課長、労政・能力開発課長、構造政策課長、林政課長、水産振興課長、道路課長、都市計画課長、観光企画課長、誘客交流課長

別表第二（第三条関係）

（教育委員会事務局）

学校教育課長、教職員課長、学校施設課長、生涯学習課長、スポーツ健康課長

（警察本部）

生活安全企画課長、人身安全対策課長、地域課長、生活保安課長、交通企画課長

青森県青少年健全育成審議会（概要）

1 設置根拠

青森県附属機関に関する条例
(昭和三十六年一月青森県条例第十四号)
青森県青少年健全育成条例
(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)

2 担当事務

青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項、いじめ防止対策推進法第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定による調査に関する事項その他青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。

3 委員構成

- ・関係業者を代表する者
- ・青少年の育成に携わる関係団体を代表する者
- ・学識経験を有する者

4 委員定数・任期

定数 24 人以内・任期 2 年

5 委員の公募

公募あり

6 会議の公開

公開
(審議会が、特に非公開で審議する必要があると認める場合は非公開)

7 備考

部会：図書類等部会（12 人）、いじめ調査部会（7 人）

青森県青少年健全育成審議会

区分	所属・役職	氏名	図書類等部会	いじめ調査部会
関係業界 (3)	青森県書店商業組合	武田 豊文	○	
	青森県屋外広告美術業協同組合 専務理事	千葉 滋	○	
	青森県インターネットプロバイダ防犯連絡協議会 副会長	江刺 尚人	○	
青年団体 (3)	おいらせ町青年団 監事	鈴木 陸都子		
	青森県青年国際交流機構 副会長	島谷 千代子		
	(公社)日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会 前会長	大山 慎司	○	
青少年育成関係団体 (4)	青森県小学校長会会員	三橋 信子	○	
	青森県中学校長会会員	中居 敬子		
	青森県高等学校長協会会員	川浪 泰浩		
	青森県私立中学高等学校長協会理事	笛木 正信		
青少年育成者 (6)	(一社)青森県子ども会育成連合会 理事	柏谷 祐美子	○	
	青森県P T A連合会 副会長	横岡 千和子		○
	青少年育成青森県民会議 副会長	佐藤 やえ	○	
	青森県更生保護女性連盟	成田 さなえ	○	
	青森県少年警察ボランティア連絡協議会	小島 友子	○	
	NPO 法人はちのへ未来ネット代表理事	平間 恵美		
学識経験者 (6)	弘前大学教育学部教授	◎田名場 忍		○
	青森大学社会学部教授	○船木 昭夫	○	○
	青森中央学院大学経営法学部教授	成田 昌造	○	○
	弘前大学医学部心理支援科学科教授	栗林 理人		○
	青森県弁護士会 / 弁護士	清水 和秀		○
	青森県公認心理師・臨床心理士協会 / 臨床心理士	成田 成美		○
公募 (2)	公募	沼田 久美	○	
	公募	佐藤 萌野		

※「氏名」欄の○は会長、○は副会長